

第1章

個人情報保護法とガイドライン
(通則編)、金融分野ガイドライ
ン

POINT

- ・本編では、個人情報保護法などのルールを学習します
- ・どの分野も、万遍なく試験で出題されます
- ・用語等が複雑なので、文章を丁寧に読むイメージで学習しましょう

法令等名称	法令等略称
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン（通則編）	ガイドライン（通則編）
金融分野における個人情報保護に関する ガイドライン	金融分野ガイドライン

1 目的（1）

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（1）。

2 定義（2）

（1）個人情報（2Ⅰ）

ア 個人情報（2Ⅰ）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに該当するものをいう（2Ⅰ）。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの

イ ガイドライン（通則編）2-1

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法2条1項1号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項2号）をいう（ガイドライン（通則編）2-1）。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない（ガイドライン（通則編）2-1）。

- 暗号化等によって秘匿されていても、個人に関する情報になり得る。

（2）個人識別符号（2 II）

ア 個人識別符号（2 II）

個人識別符号とは、以下のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう（2 II）。

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

上記の政令で定めるものは、以下のものである（施行令1）。

- ① 一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- など

イ ガイドライン（通則編）2-2

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（ガイドライン（通則編）2-2）。

→ 携帯電話番号やクレジットカード番号は個人識別符号に該当しない。

（3）要配慮個人情報（2 III）

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう（2 III）。